ａ　階数：地上３階以上
ｂ　面積：延べ面積3,500㎡以上
ｃ　構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｄ　建物用途：大学校舎、研究施設、病院、庁舎
※上記ａ～ｄに示す要件を満たす設計業務における、設計実績（技術者）が必要となる。

②　建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　文部科学省における令和５・６年度の建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が以下の点数以上であること。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　建築一式工事　1,200点
（ただし、建築　一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は1,000点とする）
ｂ　電気工事　1,100点
（ただし、電気工事に当たる者が複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は900点とする）
ｃ　管工事　1,100点
（ただし、管工事に当たる者が複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととし、その他の者は900点とする）

イ　競争参加資格確認申請書を提出する際に同認定を受けていない者は、令和３・４年度に係る同認定を受けていることを示す書類を提出し、令和５・６年度に係る同認定を受けたときは速やかに同認定を受けていることを示す書類を提出すること。なお、令和５・６年度に係る同認定を受けていることを示す書類は、入札書提出期限までに提出するものとし、期限までに同書類を提出しなかった入札参加企業又は入札参加グループの入札は無効とする。

ウ　提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年５月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

エ　平成21年度以降（過去15年度）に元請として、下記ａ～ｄに示す各担当工事を実施し完成・引渡しが完了した施工の実績を有すること（建築一式工事における実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
なお、工事を複数の者で実施する場合には、当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　階数：地上３階以上
ｂ　面積：延べ面積3,500㎡以上
ｃ　構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｄ　建物用途：大学校舎、研究施設、病院、庁舎
※上記ａ～ｄに示す要件を満たす新営工事における、施工実績（企業）が必要となる。

オ　以下に示す基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、記載を求める監理技術者は、原則としてそれぞれ１名であること（※１）。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において、監理技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す施工の経験を有していなければならない。

※１　下記ａの工事を複数の企業で施工する場合は、監理技術者は、当該複数企業で原則１名記載すればよいものとする。なお、下記ｂ・ｃについても同様とする。

ａ　建築一式工事
ⅰ　建設業法で求める監理技術者の資格を有する者であること。
ⅱ　平成21年度以降（過去15年度）に監理技術者又は主任技術者として、２(1)３）②エのａ～ｄに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡しが完了した施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

ｂ　電気工事
ⅰ　建設業法で求める監理技術者の資格を有する者であること。
ⅱ　平成21年度以降（過去15年度）に監理技術者又は主任技術者として、２(1)３）②エのａ～ｄに示す基準を満たす電気工事の新営工事に従事し完成・引渡しが完了した施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

ｃ　管工事
ⅰ　建設業法で求める監理技術者の資格を有する者であること。
ⅱ　平成21年度以降（過去15年度）に監理技術者又は主任技術者として、２(1)３）②エのａ～ｄに示す基準を満たす管工事の新営工事に従事し完成・引渡しが完了した施工の経験を有する者であること。
（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

③　工事監理に当たる者（「建築基準法」（昭和25年５月24日法律第201号）第５条の４第２項の規定に基づき設置するものとする。）は、以下の要件を満たすこと。

ア　２(1)３）①アに同じ。
イ　２(1)３）①イに同じ。
ウ　２(1)３）①ウに同じ。
エ　２(1)３）①エに同じ。

オ　平成21年度以降（過去15年度）に管理技術者又は主任担当技術者として、下記ａからｄに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者（※１、担当分野を問わない。）及び主任担当技術者（※１、意匠分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても要件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること（※２）。ただし、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す工事監理の実績を有していなければならない。

※１　管理技術者、主任担当技術者の定義等及び資格については、２(1)３）①オと同じ。
※２　工事監理業務を複数の企業で実施する場合は、管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ、当該複数企業で原則１名記載すればよいものとする。

ａ　階数：地上３階以上
ｂ　面積：延べ面積3,500㎡以上
ｃ　構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｄ　建物用途：大学校舎、研究施設、病院、庁舎
※上記ａ～ｄに示す要件を満たす新営工事における、工事監理実績（技術者）が必要となる。